

# 本部役員候補者選出手続規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本経営士会（以下「本会」という）の総会において選任される本部役員（業務執行理事、ブロック理事、監事（以下この三者をあわせて「本部役員」という）候補者の選出方法、手続について定める。

(理事候補者の選出選挙区と選出数)

第2条 本部役員のうち業務執行理事及びブロック理事（以下この二者をあわせて「理事」という）候補者の選出・選挙区は「支部に関する規程」第2条に定める国内ブロック別とする。

2 理事候補者のブロック別の選出数は下表のとおりとする。

なお、下表の「選出数」は、選挙年前年の10月末時点において、各選挙区内の支部に所属する本会会員数に比例した人数を定める。

選挙区	選出数			支部名 (都道府県は支部規程参照)
	業務執行 理事	ブロック 理事	計	
東日本ブロック	1	1	2	北海道支部、東北支部 北関東支部
中日本ブロック	4	1	5	千葉支部、埼玉支部、東京支部 南関東支部
西日本ブロック	2	1	3	中部支部、近畿支部、中国支部、 四国支部、九州支部
合 計	7	3	10	

(選出の方法)

第3条 本部役員候補者の選出は選挙により行う。

- 2 本部役員に立候補した者の人数が、第5条に定める選出者数に合致するとき（ただし、理事に立候補した者の人数については、前条2項に定める当該選挙区における選出数の内訳数にも合致したとき）は、投票を行わない。
- 3 本部役員候補者を選出するにあたり、立候補者がいない場合又は選出数に達しない場合、選挙管理委員会は理事会にその旨を報告する。
- 4 理事会が前項の報告を受けた場合、本部役員立候補者数が候補者選出数に達するために必要な選挙区において、必要となるブロック会議を開き、現職プロ

ック理事の調整の下、立候補者となるにふさわしい者を選出・推薦し、本人の承諾を得たうえで本部役員立候補者とする。この場合、推薦人は不要とし、選挙管理委員会は速やかに本部役員立候補者が決まった旨を理事会に報告する。

- 5 前項の定めにより本部役員立候補者となった者が理事会で承認を受けた場合、無投票で当該本部役員候補者となる。

## 第2章 選挙による選出

(選挙日とその公示)

第4条 選挙日は、現職の本部役員が任期満了となる年の前年度に理事会の定めた日とする。

- 2 前項により選挙日が定められた場合、理事会は選挙日を支部長に通達し、支部長は速やかに支部会員に通達する。
- 3 選挙日は本会の広報誌（「マネジメント・コンサルタント」誌）及び本会ホームページに掲載する方法により公示する。

(本部役員候補者選出数)

第5条 本部役員候補者の選出者数は、理事候補者数10名（業務執行理事7名、ブロック理事3名）とし、監事候補者数は2名とする。

(支部長の理事兼任)

第6条 支部長は業務執行理事及び監事を兼任できない。

(監事候補者の選挙)

第7条 監事候補者は全国（台湾特別支部を除く）を通じて選出する。

(選挙権・被選挙権者)

第8条 本部役員の選挙権を有する者は、次の（1）（2）（3）に該当する者とする。

- （1）本部役員候補者選挙を行う年の1月1日以前から本会正会員である者。
- （2）本部役員候補者選挙を行う年の2月1日までに発生した本会会費につき未納がない者。
- （3）日本国に住所を有する者。
  - 2 本部役員の被選挙権を有する者は、次の（1）及び（2）に該当する者とする。
    - （1）本部役員候補者選挙を行う年の1月1日から1年以上前の日より本会正会員である者。
    - （2）前項（2）及び（3）に該当する者。

(本部役員立候補者の資格)

第9条 本部役員候補者は、前条2項(1)及び(2)に該当し、選挙管理委員会の定める期間中に、立候補届を提出し登録した者とする。

- 2 本部役員候補者の再任は妨げない。
- 3 理事の候補者と監事の候補者を兼任することはできない。

(本部役員立候補届と推薦人)

第10条 本部役員立候補届と推薦人は、次のとおりとする。

- (1) 本部役員立候補届は、選挙管理委員会が定めた以外の書式は無効とする。
- (2) 理事立候補者は、理事立候補届に、自身の所属するブロックの正会員からの推薦人10名以上の推薦人リストを添付して、期限内に選挙管理委員会宛に「立候補届在中」と表書きし郵送しなければならない。ただし理事立候補者は自己の推薦人にはなれない。
- (3) 監事立候補者は、監事立候補届に、全国の正会員からの推薦人20名以上のリストを添付して、期限内に選挙管理委員会宛に郵送しなければならない。
- (4) 推薦人は、推薦立候補者名及び推薦人自身の会員番号、自署による氏名を記載し、立候補者に送付する。
- (5) 推薦人名は選挙公報に掲載する。
- (6) 選挙を実施する年の2月1日までに発生した本会会費につき未納がある者は推薦人になることはできない。
- (7) 推薦人は、推薦書届出後、自分が推薦する推薦立候補者の変更をすることはできない。
- (8) 選挙管理委員会委員は、本部役員立候補者及び推薦人になることはできない。
- (9) 推薦人が業務執行理事、ブロック理事及び監事を推薦するにあたり、各役職につき2名以上の立候補者を推薦した場合、その推薦はいずれも無効となる。
- (10) 本部役員立候補者は、選挙管理委員会の定める方法において、動画による会員への自己紹介(PR)を行わなければならない。
- (11) 上記(1)から(9)の手続等に疑義が生じた場合は、理事会においてその対応を行う。

### 第3章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第11条 本部役員候補者の選挙にあたり、理事会は選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設置し、選挙の実施に関する事項を委任する。

- 2 委員会委員(以下「委員」という)は、理事会で選任し、本人の承諾を得て任命する。
- 3 委員の任期は、選任の日から、次の定期社員総会の日までとする。
- 4 委員会は、3～7名の委員をもって構成する。

- 5 委員会の委員長（以下「委員長」という）は、委員の互選で選任する。
- 6 委員会の決定は、決議に出席した委員の過半数の賛成による決議により行う。決議に賛成する委員数と反対する委員数が同数の場合は、委員長が決定する。

（委員会の事務）

第12条 委員会の事務は、本部事務局が行う。

（委員会の業務）

第13条 委員会は、次に示す選挙に関する業務を行う。

- （1）選挙権者、立候補者の確認及び推薦人の確認と登録。
- （2）選挙告示資料の確認、立候補期間の設定及び選挙日の確定ならびに公示。
- （3）選挙公報及び意見の開示方式の作成
  - ① 選挙公報は理事候補者と監事候補者に区分し、それぞれの氏名・生年月日・現職・主要経歴・主要会務活動・所属支部・所属部門・入会年月・抱負・推薦人を記載する。
  - ② 立候補者の記載の順序は、推薦人の多い順序とする。ただし、推薦人が同数の場合は、委員会による抽選によって決定する。
  - ③ 立候補者による会員への自己紹介の動画による開示
- （4）投票用紙の配布  
投票用紙は、選挙公報と併せて選挙日の15日前までに、選挙権者に郵送する。
- （5）開票及び報告書の作成  
開票は、理事候補並びに監事候補別に、氏名・得票数を確認し開票報告書を作成する。
- （6）選挙行動に対する制止・警告ならびに立候補者の留保  
委員会は、選挙に際して、倫理に反する行為に該当すると認めた場合は倫理委員会に諮問して、これを制止し、警告し、立候補権の行使及び当選決定の留保を理事会に要請する。  
理事会は、この要請事項の内容を審議し、留保の必要性を認めた時には、留保の措置をとる。また、速やかに立候補者及び委員会に通知する。
- （7）選挙結果の報告・通知・公表  
委員会は、開票後速やかにその結果を理事会に報告し、立候補者に選挙結果を通知する。また広報誌、ホームページに公表する。

## 第4章 投票と開票

（投票）

第14条 投票の方法は次のとおりとする。

- （1）投票は、投票者が、定められた投票用紙に候補者名を自署する方法で行う。

- (2) 投票は、無記名投票とする。
- (3) 理事候補の投票は、選挙権者の所属する選挙区における業務執行理事とブロック理事の立候補者のうち、それぞれ1名に行う。
- (4) 監事の投票は、立候補者のうち1名に行う。
- (5) 投票用紙は、定められた封筒を使い、郵送をもって投票を行う。
- (6) 前号の郵送は、選挙日までの麴町郵便局留置扱いとする。
- (7) 投票用紙の再発行はしない。なお、破損した投票用紙は原型が確認できれば有効とする。
- (8) 投票において疑義が生じた場合は理事会に報告し、理事会がこれを判断する。

#### (開票)

第15条 開票については、次のとおりとする。

- (1) 開票は、選挙日の翌日又は翌々日に行う。
- (2) 開票責任者は、委員長が兼ねる。
- (3) 開票立会人は、委員長が支部長から指名する。
- (4) 開票者は、委員及び本部事務局員とする。

#### (無効投票)

第16条 次の投票は無効とする。

- (1) 当該選挙区の本部役員候補者以外の氏名が、記入されているもの
- (2) 判読できない氏名が、記入されているもの
- (3) 複数名の記入のあるもの
- (4) 委員会で定めた以外の投票用紙・封筒の使用、麴町郵便局留置扱い以外の投票及びその他本会規程に反する方法で行われた投票

#### (投票の効力の決定)

第17条 投票の有効性は、開票立会人の意見を求め、開票責任者が決定する。決定にあたっては第13条第6号の規定に反しない限り、投票した選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効として取り扱わなければならない。

## 第5章 当選の確定

#### (当選順位)

第18条 理事及び監事ごとに、有効投票の最多数獲得者より数えて順次定員に達するまでの者を当選とし、得票数が同一のときは、推薦人の多い順に当選とする。得票数及び推薦人双方が同一のときは、開票会場において開票者が定める方法を当該立候補者に連絡、承諾を得て、当選者を抽選にて決定する。

- 2 第3条第2項の規定により、投票を行わないことになったときは、当該立候

補者をもって当選人とみなす。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第13条第6項により、理事会において当選が留保された者の順位はこれを留保する。

(本部役員候補者に欠員が生じた場合の措置)

第19条 本部役員候補選挙の後、次の各号にあげる事由で本部役員候補者に欠員が生じた場合、理事会は委員会に通知し、委員会は第20条の措置を取るものとする。

- (1) 当選人が死亡したとき。
- (2) 当選人が辞任を申し出たとき。
- (3) 第13条第6号の規定による当選人の留保が生じたとき。
- (4) 当該選挙における、選挙行動に違反することを本部役員候補者本人が認めたとき。

(繰上げ当選による補充)

第20条 第19条の各号による欠員が生じ、理事会より通知を受けた場合、委員長は、直ちに委員会を召集し、当該選挙区で当選人とならなかった候補者の中から、最多得票候補者を繰上げ当選として補充する。ただし、当該選挙区の、当選人とならなかった候補者の最多得票数が同一のときは、推薦人の多い順に繰上げ当選とする。

得票数及び推薦人双方が同一のときは、開票会場において開票者が定める方法を当該立候補者に連絡、承諾を得て、当選者を抽選にて決定する。

(選挙効力への異議申し立て)

第21条 本部役員候補の選挙において、その選挙の効力に関し異議のある選挙権者又は本部役員候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書又は下記宛先へのメールにて委員会に対し異議を申し出ることができる。

(宛先：本部事務局、office@nihonkeieishikai.com)

- 2 前項の異議の申立てに対し、委員会は、直ちに審査を行い、申立てを受理した日から14日以内に、審査結果を理事会に報告し、かつ申立人に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による委員会の決定に関して、不服がある推薦人又は本部役員候補者は、委員会が通知した日から14日以内に、文書にて理事会に対して異議を申し出ることができる。
- 4 前項の異議申立てに対し、理事会は、申立てを受理した日から30日以内に判定を行い、申立人に通知しなければならない。

(本規程に定めのない事項)

第22条 本部役員候補者選出手続につき本規程に定めのない事項については、理事会において判断する。

## 附 則

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(付 則)

この規程は平成27年11月20日に制定する/平成29年12月7日一部改訂  
/令和1年10月17日一部改訂 /令和3年11月19日一部改訂/  
令和4年4月22日一部改訂/令和5年10月20日一部改訂

一般社団法人 日本経営士会